

○八女市新築マイホーム取得支援補助金交付要綱

平成28年3月31日

決裁

改正 平成28年5月11日決裁

平成30年3月2日決裁

平成30年12月12日決裁

平成31年3月27日決裁

平成31年3月27日決裁

令和4年2月9日決裁

令和4年3月28日決裁

令和5年3月9日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、八女市への転入及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、八女市内に新たに住宅を取得する者に対し、新築マイホーム取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定住 本市に新築等をした住宅を住所として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する住民基本台帳に登録され、かつ、当該住所に永く住むために生活の本拠を有することをいう。

(2) 住宅 玄関、トイレ、台所及び居室を有し、利用上の独立性を有する建物をいう（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅については、事業の用に供する部分とは別に玄関、トイレ、台所及び居室等を有するものをいう。）。

(3) 新築等 自己の居住の用に供するため、市内に新たに住宅を建築する、又は建築後居住の用に供されていない市内の住宅を購入することをいう。

- (4) 転入世帯 新築等した住宅の取得の日を挟んだ前後それぞれ1年間に八女市に転入し、かつ、当該転入した日の前日から起算して前3年間に八女市に住所を有したことがない者を1人以上含む世帯をいう。
- (5) 新婚世帯 申請日現在において、戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条に規定する婚姻（再婚を含む。）の届出後5年を経過していない夫婦（少なくともそのいずれか一方が40歳未満のものに限る。）を含む世帯で、かつ、市内に定住する意思を有するものをいう。
- (6) 子育て世帯 子ども（出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子）を扶養している世帯で、かつ、市内に定住する意思を有するものをいう。
- (7) 世帯 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の規定により編成される住民基本台帳における世帯をいう。
- (8) 市税等 市税、国民健康保険税及び税外徴収金をいう。
(平28.5.11・令5.3.9・一部改正)

(交付対象要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に3年を超えて定住する意思をもち、本市の住民基本台帳に登録されている者。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、単身赴任その他の市長がやむを得ないと認める事由により、一時的に市内に居住していないときであって、新築等した住宅の世帯員が本文の要件を満たしている場合は、補助金の交付を受けることができるものとする。
- (2) 新築等をした住宅の取得の日から4年を経過していない者。ただし、当該住宅を贈与又は相続により取得した者を除く。
- (3) 取得する住宅の所有権の割合が5割を超えている者。ただし、当該割合が5割を超えている者がいないときは、当該所有権を有している者で代表のものとする。
- (4) 世帯を構成する者が、過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 世帯を構成する者が、市税等を滞納していないこと。

(6) 世帯を構成する者が、八女市暴力団排除条例（平成22年八女市条例第10号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(7) 世帯を構成する者が、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（平30.12.12・平31.3.27・令5.3.9・一部改正）

（補助金の種類）

第4条 補助金の交付は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。

(1) 定住三年補助金 次条の規定に基づき、新築等した住宅に係る固定資産税相当額を、申請者本人に固定資産税の課税が発生した年度から3年を限度として交付する。

(2) 一時補助金 補助金の交付認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）が、第6条第1項の規定により補助金の交付の申請をした日において、当該認定申請者が属する世帯が次に掲げる世帯に該当するときは、それぞれに定める額を交付する。

ア 転入世帯 1世帯につき20万円

イ 新婚世帯又は子育て世帯 1世帯につき10万円

（平30.12.12・令5.3.9・一部改正）

（定住三年補助金の額）

第5条 定住三年補助金の額は、取得する住宅の固定資産税（固定資産税課税台帳に登録された当該家屋の課税標準額に、八女市税条例（昭和29年八女市条例第17号）第62条に規定する税率を乗じて得た額をいう。）に相当する額とし、15万円を上限とする。ただし、取得する住宅が、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第16条の規定による固定資産税の減額の適用を受けるものである場合にあつては、減額後の税額とする（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。

（補助金の認定申請）

第6条 認定申請者は、八女市新築マイホーム取得支援補助金認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、書面での

提出に代えて、インターネットを利用した所定のフォームへの入力及び必要な書類のアップロードによる申請（以下「インターネット申請」という。）を行うことができるものとする。

（１） 補助金の交付対象となる取得した住宅の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）の写し

（２） 前号の住宅の各階平面図

（３） 運転免許証、健康保険証、個人番号カード（表面に限る。）その他の公的機関が発行する申請者の身分を証する書類の写し（インターネット申請の場合に限る。）

（４） 戸籍謄本（新婚世帯に該当する場合）

（５） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２ 市長は、認定申請者（同一世帯の者を含む。次項において同じ。）が暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等関係者」という。）であるかについて、警察に照会することができる。

３ 市長は、認定申請者が前項の暴力団等関係者に該当することが確認できたときは、補助金の認定申請を却下する決定を行うものとする。

４ 市長は、第１項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、八女市新築マイホーム取得支援補助金認定審査結果通知書（様式第２号）により、認定申請者に通知するものとする。

（平２８．５．１１・平３０．１２．１２・一部改正、令５．３．９・旧第７条繰上・一部改正）

（補助金の交付申請等）

第７条 前条の認定を受け補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、八女市新築マイホーム取得支援補助金交付申請書兼請求書（様式第３号。以下「交付申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、書面での提出に代えてインターネット申請を行うことができるものとする。

（１） 申請する年度の固定資産税を納付したことを証する書類（定住三年補助金の場合に限る。）

（２） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 定住三年補助金において、交付申請者は、交付申請書兼請求書を補助金の交付を受けようとする年度に属する3月31日までに市長に提出しなければならない。

(令5. 3. 9・旧第8条繰上・一部改正)

(補助金の交付)

第8条 市長は、交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、八女市新築マイホーム取得支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をしたときは、速やかに当該年度の補助金を一括して支払うものとする。

(令5. 3. 9・旧第9条繰上・一部改正)

(変更申請)

第9条 交付申請者は、第6条の規定による認定申請の内容を変更するときは、八女市新築マイホーム取得支援補助金変更認定申請書(様式第5号)に必要書類を添えて市長に提出し、その認定を得なければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、八女市新築マイホーム取得支援補助金変更認定(不認定)通知書(様式第6号)により、当該交付申請者に通知するものとする。

3 第6条から前条までの規定は、第1項の変更の申請について準用する。この場合において、第6条第1項各号に掲げる書類は、変更に係るものを添付するものとする。

(平30. 12. 12・一部改正、令5. 3. 9・旧第10条繰上・一部改正)

(交付の中止)

第10条 補助金の交付を受けた者(以下「補助金受給者」という。)は、補助金の交付を受けることを中止したいとき、又は次条各号のいずれかに該当するときは、市長に八女市新築マイホーム取得支援補助金交付中止届(様式第7号。次項において「中止届」という。)を提出しなければならない。

2 市長は、中止届の提出があったときは、補助金の交付を中止するものとする。

(令5. 3. 9・旧第11条繰上・一部改正)

(認定決定の取消し)

第11条 市長は、補助金受給者の属する世帯が、次の各号のいずれかに該当するときは、八女市新築マイホーム取得支援補助金認定取消通知書（様式第8号）により補助金の認定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付期間に、補助金受給者又は補助金受給者の属する世帯全員が転出し、他の市区町村の住民基本台帳に登録されたとき。
- (2) 第3条に規定する交付対象要件に該当しなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により交付対象世帯となったとき。
- (4) 第10条第1項に規定する変更申請を行わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象者として適当でないと認めるとき。

（令5. 3. 9・旧第12条繰上・一部改正）

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金受給者が前条各号のいずれかに該当した後に補助金の交付を受け、又は不正に補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還させるものとする。

2 前項に規定する補助金の返還については、八女市新築マイホーム取得支援補助金返還命令書（様式第9号）により補助金受給者に通知するものとする。

（令5. 3. 9・旧第13条繰上・一部改正）

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（令5. 3. 9・旧第14条繰上）

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度から令和6年度までの補助金について適用する。

（平31. 3. 27・令4. 3. 28・一部改正）